平成２６年（フ）第１４４７号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅４棟102号
債務者　嶋村　孝博
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８２号
神戸市灘区六甲台町10番５―1002号、従前の住所神戸市灘区六甲台町８番47―305号
債務者　松本　賢芳
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６２号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目102番地　朝日プラザサウスコア姫路207
債務者　青木　央好
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９６号
兵庫県加古川市上荘町都台３丁目15番地の８
債務者　善積　真志
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敬介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５０号
北海道岩見沢市幌向南３条２丁目231番地10
債務者　杉本　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第７６号
北海道室蘭市高砂町４丁目10番19号
債務者　梅本　英治
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
北海道室蘭市日の出町２丁目６番16号
債務者　瀬戸　基子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
盛岡市北松園４丁目21番９号
債務者　阿部　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１１号
神奈川県厚木市戸室５丁目22番18号、前住所神奈川県伊勢原市東成瀬30番地の６　403号
債務者　志賀　民生
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０６号
神奈川県秦野市南矢名2152番地の２　アーバンヒルズ東海大学前305号
債務者　千葉恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３６号
神奈川県秦野市羽根165番地の７　グロース・ベルクⅠ203号、前住所神奈川県秦野市戸川1140番地の29
債務者　金城サカエこと　ＫＩＮＪＯ　ＳＡＫＡＥ　ＮＩＬＴＯＮ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６９号
新潟県新発田市御幸町４丁目13番14号
債務者　二瓶　あい
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７９号
新潟県新発田市真野原731番地
債務者　藤野　キミ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１６１号
愛知県一宮市多加木５丁目26番30号　ゾンネハイム201号、住民票上の住所愛知県一宮市大和町福森字郷西25番地１
債務者　伊藤　雅志
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０２号
愛知県一宮市平島１丁目16番２―405号　県営平島住宅
債務者　小林　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９１号
香川県高松市香西南町４番地11
債務者　立田由紀美（旧姓山尾）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係